北上市告示乙第94号

農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり北上農業振興地域整備計画を変更した。

令和7年8月27日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 北上農業振興地域整備計画の変更概要 別紙のとおり
- 2 変更後の北上農業振興地域整備計画書 変更後の北上農業振興地域整備計画書は、北上市役所本庁舎(北上市芳町1番1 号)内の農林部農林企画課において縦覧に供する。